

免責と担保不動産競売(最高裁R3.6.21決定を題材に)

山内 邦昭
Kuniaki Yamauchi
PROFILEはこちら

1 はじめに

法人が破産した場合、破産手続の終結に伴い、基本的には法人格が消滅することになります。その結果、債務の負担主体が消滅するため、債権も全て消滅することになります。これに対し、自然人(個人)が破産した場合、当然のことですが、破産手続が終結してもその自然人が消滅することはありません(そんなことになれば大変です。)。そうした場合に、配当を得られなかった破産債権はどうなるのでしょうか。皆様の中には、債務が「チャラ」になるというお話を聞かれたことがある方もおられるかもしれません。それはある意味的を射ていますが、法的には少々不正確です。

この点に関し、破産法では、免責という制度が設けられており、免責許可の決定が確定したときは、破産者は、一定の例外(非免責債権)を除き、破産債権についてその責任を免れると定められています(同法253条1項)。この「責任を免れる」という意味に関して、法的には、債務そのものが消滅するとい

う債務消滅説と、文字どおり責任が消滅するのみで債務は消滅しないという自然債務説とが提唱されており、後者が通説・判例の採用する立場とされています(詳細な議論は本稿では割愛します。)。自然債務説によれば、債務者の債務は、債権者において訴えをもって履行を請求しその強制的実現を図ることができなくなる¹という債務になります(最判平成11年11月9日民集53巻8号1403頁参照)。

このような、免責後の自然債務(不完全債務ともいいます)との関係で、最近、興味深い最高裁判例(最決令和3年6月21日(金融・商事判例1632号46頁)。以下「本件判例」といいます。)が出ましたので、ご紹介いたします。

2 本件判例について

(1) 事案の概要

本件判例の事案の概要は、比較的シンプルです。以下、その概略をまとめます。

年月日	事実関係
H25.12.27	債務者 A の所有する不動産(「本件不動産」)につき、根抵当権の実行としての競売開始決定(「本件競売手続」)
H26.6.18	A について破産手続開始決定(管財事件)
H26.9.18	異時廃止、免責許可決定(確定) 注: 上記根抵当権の被担保債権は免責許可決定の効力が及ぶものです。
H27.2.23	A が死亡する(相続人は B)
R2.12.1	本件競売手続において B が最高価買受申出人になる
R2.12.21	本件競売手続の執行裁判所による売却不許可決定。B が執行抗告。

1:破産手続終了後に債権者が債務の履行を求めて訴えを提起しても請求棄却となると解されており、その結果もちろん強制執行をすることもできません(前掲最判平成11年11月9日最高裁調査官解説)。

(2) 本件判例の関連条文

民事執行法188条には、(同法)「第44条の規定は不動産担保権の実行について、前章第二節第一款第二目(第81条を除く。)の規定は担保不動産競売について、同条第三目の規定は担保不動産収益執行について準用する。」との定めがあり、同法68条には、「債務者は、買受けの申出をすることができない。」との定めがあります。

すなわち、強制執行手続のみならず、担保不動産競売手続においても、債務者が競売の対象となっている担保目的物の買受けを申し出ることはできず、仮にこれがなされた場合には、(1)にもあるとおり、売却不許可決定がされることになります。

(3) 問題の所在

(2)で述べたとおり、本来であれば、担保不動産競売手続において、債務者が担保目的物を買受けることはできず、これは、当該債務者の相続人であっても基本的に同じです(相続の効果として、相続人は、債務者の地位を包括承継します。)。ところが、本件では、(1)のとおり相続発生の前に債務者Aに対して免責許可決定がなされ確定しています。そのため、相続人Bも(自然債務説に立つとすれば)自然債務しか相続していないということになります。このような場合にも、依然として相続人は買受け申出ができないのかというのが本件判例の問題です。

(4) 原審の判断

原審は次のように判断し、相続人は買受け申出ができないと判示しました。

「原告人は、本件競売手続において、債務者兼所有者の相続人として、債務者の地位を承継していることから、買受けの申出をすることができないので、売却不許可事由があると認められる(民事執行法188条、71条2号、68条)。』

「破産法253条1項本文は、『免責許可の決定が確定したと

きは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。』と規定し、免責により破産者の保証人の責任等に影響を及ぼさないとされている(同条2項)ことに照らすと、担保不動産競売手続の債務者が免責許可決定を受け、被担保債権に免責の効力が及ぶとしても、債権者において債務者に対し履行を請求してその強制的実現を得ることができなくなるにとどまり、債権自体が消滅するものではないと解されるから、債務者の相続人が当該債務を承継しないとは解されず、原告人は、本件競売手続における債務者の地位を承継するというべきである。」

「また、仮に、本件において、残債務の不履行による執行手続の反復や、代金不納付による手続の阻害といったおそれがないとしても、そのような個別の事情によって、債務者の買受けの申出の禁止(民事執行法 188条、68条)が不適用となることはない。」

このように、原審は条文に忠実に、形式的に判断をしたものといえます。

(5) 最高裁の判断

これに対し最高裁は、以下のとおり、民事執行法の趣旨に立ち返って検討し、相続人の買受け申出を認めました(以下、判旨内の「法」は民事執行法を指します。)

「法188条において準用する法68条によれば、担保不動産競売において、債務者は買受けの申出をすることができないとされている。これは、担保不動産競売において、債務者は、同競売の基礎となった担保権の被担保債権の全部について弁済をする責任を負っており、その弁済をすれば目的不動産の売却を免れ得るのであるから、目的不動産の買受けよりも被担保債権の弁済を優先すべきであるし、債務者による買受けを認めたとしても売却代金の配当等により被担保債権の全部が消滅しないのであれば、当該不動産について同一の債権の債権者の申立てにより更に強制競売が行われ得るため、債務者に買受けの申出を認める必要性に乏しく、ま

た、被担保債権の弁済を怠り、担保権を実行されるに至った債務者については、代金不納付により競売手続の進行を阻害するおそれが典型的に高いと考えられることによるものと解される。

しかし、担保不動産競売の債務者が免責許可の決定を受け、同競売の基礎となった担保権の被担保債権が上記決定の効力を受ける場合には、当該債務者の相続人は被担保債権を弁済する責任を負わず、債権者がその強制的実現を図ることもできなくなるから、上記相続人に対して目的不動産の買受けよりも被担保債権の弁済を優先すべきであるとはいえないし、上記相続人に買受けを認めたとしても同一の債権の債権者の申立てにより更に強制競売が行われることはなく、上記相続人に買受けの申出を認める必要性に乏しいとはいえない。また、上記相続人については、代金不納付により競売手続の進行を阻害するおそれが典型的に高いとも考えられない。

そうすると、上記の場合、上記相続人は、法188条において準用する法68条にいう『債務者』に当たらないと解するのが相当である。」

3 考察

2(5)で述べたとおり、最高裁は、民事執行法68条の趣旨を、①債務者は目的不動産の買受けより被担保債権の弁済を優先すべきこと、②債務者による買受けを認めたとしても売却代金の配当等により被担保債権の全部が消滅しないのであれば、当該不動産について同一の債権の債権者の申立てにより更に強制競売が行われ得るため、債務者に買受けの申出を認める必要性に乏しいこと(筆者注:当該不動産が改めて債務者の一般財産となるため、その財産に対し(無担保の)債権者として強制執行ができるということです)、③担保権を実行されるに至った債務者については、代金不納付により競売手続の進行を阻害するおそれが典型的に高いと考えられること、の3点を挙げ、既に免責を受けた債務者の相続人

にはそのいずれも妥当しないことから、相続人Bが同条にいう「債務者」には当たらないとして、その買受け申出を認めました。

上記の趣旨の理解は、概ね通説的な理解(伊藤眞・園尾隆司他編「条解 民事執行法」687～688頁参照)と同様であり、結論には違和感がないと考えられます。もっとも、理屈の上では、自然債務だったものが相続されたとして、その後相続人が負う債務は自然債務のままなのか(「責任を免れ」た状態も相続されるのか)という問題が生じるように思われます。この点に関しては、免責の趣旨に立ち返って考える必要があります。

そもそも、免責という制度自体、破産手続と必ずしもセットになるものではなく、現に、本邦でも昭和の戦争前には免責制度はありませんでした。その後、昭和27年に免責制度が導入されましたが、当時念頭に置かれていたのは主に個人事業者であり、その後も長らく、免責制度の利用は極めて少なかったようです。

しかしながら、いわゆる無担保の消費者金融の普及・拡大などに伴い、非事業性個人(消費者)による破産手続の利用は、いわゆるバブル期を除き、増加の一途を辿っていきました。そうした背景から、免責制度の趣旨の理解も変容をみせ、かつての通説であった、免責を誠実な債務者に対する特典(特典説)と考える立場から、破産者更生の手段ととる考え方(再生説)が有力となり(この点は、破産法1条にも謳われています。)、現行の破産法の建付けも、個人債務者の破産手続の利用は基本的に免責を得るためになされるものであることを正面から認めているといえます(伊藤眞他編「条解 破産法」1664～1665頁)。このように、免責を破産者更生の手段と考えるならば、免責の効果を破産者の一身専属的に考える必要は必ずしもなく、相続人にもその効果が及んでも不自然ではないといえそうです。したがって、相続人は、自然債務を相続する(「責任を免れ」た状態を相続する)と考えることになり、そうした相続人は民事執行法68条にいう「債務者」には当

たらないと解してよいといえます。

では、さらに進んで、強制執行手続(担保不動産競売手続)において、免責を受けた債務者自身の買受け申出を認めてよいといえるでしょうか。現実的には、そうした事態が生じる場面はなかなかないと思いますが、例えばどうしても愛着ある自宅不動産を残したいという債務者が、免責後改めて親類縁者等からどうにか資金調達して、買受けの名乗りを上げるという場合も考えられなくはないところです。この点に関しては、債務者に免責の効果が生じている以上は、最高裁がいうところの民事執行法68条の上記趣旨①、②が妥当しないことは同様でしょう。そうすると、趣旨③をどこまで重視するかとい

う問題になりそうです。「免責を受けた債務者が代金不納付により手続進行を阻害するおそれが典型的に高いといえるかどうかによることになろう」(高田賢治「判批」法学教室496号128頁)という指摘もあるところで、両論の解釈がありそうです。個人的には、免責まで受けた債務者が、なおも、あえて手続進行を妨害するべく買受け申出までするかという疑問であり、むしろ上記のように、何らかのやむにやまれぬ(主観的)必要性があることから買受け申出をする可能性の方が高いと考えますが、この点は、今後の裁判例を待つ必要があるでしょう。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】